

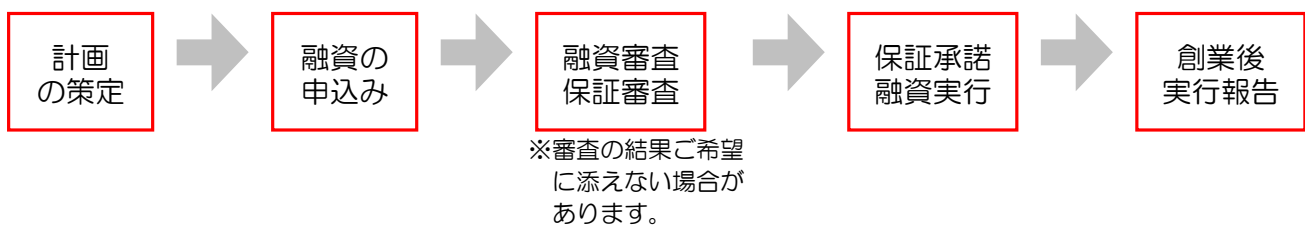
創 業 者 支 援 資 金

創業者※又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合が、創業のために必要とする資金を利用できる県の制度融資です。

※「創業者」とは、新たに事業を開始する計画を有する個人、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社をいいます。

制 度 名	創業者支援資金
対 象 者	創業計画段階から開業後5年未満の中小企業者又は組合
融 資 限 度 額	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円 ※ただし、創業計画段階（新たに事業を開始する計画を有する個人又は、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人）の場合、適用される保証により融資限度額が異なります。 ①創業等関連保証：1,500万円又は自己資金額のいずれか低い額 ②創業関連保証：2,000万円
資 金 使 途	設備・運転資金
融 資 期 間	設備資金 12年以内（据置期間2年以内を含む。） 運転資金 7年以内（据置期間2年以内を含む。）
返 済 方 法	元金均等分割返済
融 資 利 率	責任共有利率 年 1.35% （固定） 責任共有外利率 年 1.20% （固定）
信用保証料率	年0.20%～年1.50%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要

創業者支援資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>